

23 経営第 275 号  
23 林政企第 19 号  
23 水推第 114 号  
平成 23 年 5 月 2 日

別 記 あて

農林水産省経営局人材育成課長  
金融調整課長  
林野庁林政部企画課長  
水産庁漁政部水産経営課長  
増殖推進部研究指導課長

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に係る  
農林漁業者等向け制度資金の特例措置について

東日本大震災により著しい被害を受けた農林漁業者等の資金調達の円滑化を図るため、平成 23 年 5 月 2 日に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号）が施行され、制度資金の償還期限及び据置期間等の延長の特例を講ずることとされたところです。

当該特例を利用できる対象者については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令」（平成 23 年政令第 132 号）及び「東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令」（平成 23 年政令第 136 号）において、

- (1) その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者
- (2) その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

等と規定されているところですが、当該要件の証明に係る様式や判断基準等について、下記の通り取り扱うことといたしますので、これら特例の対象となる制度資金の円滑な融資等につき特段のご配慮をお願いいたします。

## 記

- 1 上記(1)の証明は別紙様式第 1 号で、(2)の証明は別紙様式第 2 号で行うものとする。ただし、市町村が発行する罹災証明等により同等の内容が確認できる場合には、別紙様式以外の様式で証明を行っても差し支えないものとする。
- 2 上記(1)及び(2)の「市町村長その他相当な機関」から受ける証明は、原則として、市町村及び都道府県の機関によるものとする。ただし、行政機能の不全等の事情により速やかな対応が困難と見込まれる場合には、被害状況が分かる資料、財務諸表、出荷先から入手した出荷伝票等の証拠書類等に基づき、融資機関において当該要件を満たしていることを確認することにより代替するものとする。

3 上記(2)の「その生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが平年の売上げに比して相当程度減少したこと」に該当するかの判断は、原則として、次の基準のいずれかに該当するものとする。

震災後から資金の借入れの申込みまでの2ヶ月間の売上額、受注額又は生産量等(出荷量・販売量・取引量)が前年同期に比して3割以上減少している又は経営費が3割以上上昇していること

震災後の年間売上額、年間受注額又は年間生産量等が前年に比して1割以上減少すると見込まれる又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること

売上額、受注額又は生産量等の指標の他、震災の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存しているなど、又は同程度以上の影響を受けている又は今後受けると見込まれること

ただし、個々の申請者の罹災の実情等を勘案して、 から まで以外の基準による判断を排除するものではない。

(別記あて先省略)